

令和8年1月

共同住宅等の所有者又は管理責任者の皆様

堺市上下水道局

水道料金の減額について（お知らせとお願い）  
＜物価高騰等に係る支援＞

平素より、本市上下水道事業に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、物価高騰等の影響を受けている市民及び事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、下記のとおり、**水道料金を減額します。**

つきましては、これまでも同様のご協力をお願いしてきたところではございますが、今回の減額対象期間において**入居者の皆様へ請求される水道料金から、減額相当額を差し引くなど、支援の効果が確実に届くようご配慮**いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

記

## 1 減額内容

水道料金のうち、当該減額期間の基本料金を免除します。

## 2 減額期間

令和8年2月検針分（令和8年3月請求分）から令和8年7月検針分（令和8年8月請求分）までの6か月間

※ 減額期間終了後は、現行の水道料金の基本料金を適用させていただきます。

＜減額の対象となる使用期間と請求月＞

料金の 請求頻度	検針月	R7年 12月	R8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2か月ごと (一般家庭等)	偶数月 の場合			●	減額 ○		減額 ○		減額 ○	
	奇数月 の場合			●	減額 ○		減額 ○		減額 ○	

—— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求

### 3 入居者等への対応について

当該支援の趣旨をご理解いただき、当該減額期間におきまして、入居者の方にご請求いただく水道料金の基本料金に相当する金額から今回の減額相当分の金額を差し引くなど、入居者の方が支援の効果を受けることができるよう、ご協力をよろしくお願いします。

※ 使用水量ごとの請求額は、同封の「水道料金等早見表」をご参照ください。

### 4 留意事項

- (1) この減額に関する申請は不要です。
- (2) 「ご使用水量のお知らせ」の請求予定金額は、減額後の金額を表示しています。
- (3) 今回の減額は、水道料金の基本料金のみです。水道料金の従量料金は減額していません。  
なお、下水道使用料は通常どおりご請求いたします。
- (4) 今回の減額措置に当たり、上下水道局からお電話やご訪問をすることはありません。
- (5) 詳細につきましては、上下水道局ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



堺市上下水道局  
ホームページ

#### 【問合せ先】

堺市上下水道局お客様センター

(電話) 0570-02-1132 (ナビダイヤル)

072-251-1132

(ファックス) 072-252-4132

#### <受付時間>

(平日) 8:45～19:00

(土・日・祝休日) 9:00～17:00